

習志野市分別収集計画

令和7年7月

1. 計画策定の意義

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づき、最終処分場の残余面積の逼迫や消費様式の多様化に対応した処理の必要性等、廃棄物の減量、リサイクルを取り巻く状況をふまえ、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別・収集し、地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進及び最終処分量の削減を図るため、市民・事業者・市のそれぞれの役割を明確にし、具体的な施策を明らかにするとともに、これを公表することにより関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

本計画のもと、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量、リサイクルの推進、最終処分量の減量、温室効果ガスの削減などが図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

- (1)前項で示した目的に向かい市民・事業者・市が一体となった取り組みを行う。なお、必要な情報提供は市が主体的に実施する。
- (2)(1)に留まらず、総合的な環境負荷の低減に配慮した生活、事業活動を個々が実施する。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4. 対象品目

本計画では、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

(単位:t)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール缶	293	282	270	261	251
アルミ缶	446	428	412	397	382
ガラスびん	535	514	494	476	458
飲料用紙製容器	19	19	19	19	20
段ボール	1,288	1,275	1,265	1,258	1,249
その他紙	1,569	1,539	1,512	1,490	1,466
ペットボトル	695	699	700	705	709
白色トレイ	98	96	93	92	90
その他プラスチック	3,257	3,185	3,111	3,052	2,988
合計	8,200	8,037	7,876	7,750	7,613

※ スチール缶・アルミ缶・ガラスびんに関しては、過去3カ年の実績を基に、各年度の予測値を算出したうえで、ビン・缶の合計値を出し、特定分別基準適合物予測値の比率により算定

※ 紙パック・段ボール・ペットボトルに関しては過去3カ年の実績を基に、各年度の予測値を算出

※ その他紙・白色トレイ・その他プラスチックに関しては、「第11期市町村分別収集計画策定の手引き」表2-3-1「ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率」により算定

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

	施策	実施者(主)	実施者(従)
1	マイバッグ持参	市民	事業者
2	詰替え商品の利用 量り売りの利用	市民	事業者
3	フリーマーケットの利用 リサイクルショップの利用	市民	
4	エコ製品等の利用	市民	
5	簡易包装の推進	事業者	市民
6	使い捨て容器の使用抑制 (リターナブル容器の使用)	事業者	市民
7	リサイクル教室等の実施	市	市民
8	環境学習の支援	市	市民(学校)
9	広報・ホームページ等による情報提供	市	市民、事業者

※ 市、市民、事業者が相互に関連しながら表に示した施策等を実施していく。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

分別収集する容器包装の種類	分別の区分	排出方法	
主としてスチール製の容器包装	資源物(ビン・缶)	混合(集積所収集)	
主としてアルミ製の容器包装			
主としてガラス製の容器			ガラス製容器(無色)
			ガラス製容器(茶色)
	ガラス製容器(その他)		
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	資源物(牛乳パック等の飲料用紙パック)	単独(集積所収集)	
主として段ボール製の容器包装	資源物(段ボール)	単独(集積所収集)	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器包装であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	資源物(ペットボトル)	単独(集積所収集)	
主としてプラスチック製容器包装であって上記以外のもの	資源物 (食品用白色発泡トレイ)	単独(拠点回収)	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位:t)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
① 主としてスチール製の容器	139	136	134	132	130
② 主としてアルミ製の容器	214	210	207	204	200
③ ガラス製容器(無色) (うち指定法人引渡量)(うち市独自処理量)	145 (0) (145)	143 (0) (143)	140 (0) (140)	138 (0) (138)	136 (0) (136)
④ ガラス製容器(茶色) (うち指定法人引渡量)(うち市独自処理量)	104 (0) (104)	102 (0) (102)	100 (0) (100)	99 (0) (99)	97 (0) (97)
⑤ ガラス製容器(その他) (うち指定法人引渡量)(うち市独自処理量)	2 (2) (0)	2 (2) (0)	2 (2) (0)	2 (2) (0)	2 (2) (0)
⑥主として紙製の容器であって飲料を 充てんするためのもの(原材料とし てアルミニウムが利用されているも のを除く)	17	17	17	16	16
⑦主として段ボール製の容器	1,280	1,256	1,233	1,216	1,195
⑧主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製 の容器であって飲料又はしょうゆそ の他主務大臣が定める商品を充て んするためのもの (うち指定法人引渡量)(うち市独自処理量)	444 (0) (444)	436 (0) (436)	428 (0) (428)	422 (0) (422)	415 (0) (415)
⑨白色トレイ (うち指定法人引渡量)(うち市独自処理量)	0.10 (0.10) (0)	0.09 (0.09) (0)	0.09 (0.09) (0)	0.09 (0.09) (0)	0.09 (0.09) (0)

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(1) 過去3カ年の実績を基に算定した令和7年度見込を予測基礎とした。

(2) 過去3カ年の実績を基に算定したごみ総排出量の推移比率に併せ、予測基礎から各年度の値を算定した。

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は現行の収集体制により次表のとおり行う。

なお、現在町会、自治会、PTA等による団体回収が進んでいる品目については、引き続きこれらの団体が並行して分別収集を実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別保管等段階
缶	スチール缶	資源物 (ビン・缶)	集積所回収(指定日排出・指定日回収、市による回収)及び団体回収	市 (リサイクルプラザ)
	アルミ缶			
びん	ガラスびん(無色)			
	ガラスびん(茶色)			
	ガラスびん(その他)			
紙	飲料用紙製容器	資源物 (紙類)		直接問屋 へ引渡し
	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	資源物 (ペットボトル)	集積所回収(指定日排出・指定日回収、市による回収)	市 (リサイクルプラザ)
	白色トレイ	拠点回収 (白色トレイ)	市による回収	

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

分別収集後の処理は、現行のリサイクルプラザ(前処理施設)で選別・圧縮・保管を行う。
但し、紙パックと段ボールは、収集後、直接、問屋に引渡す。

容器包装廃棄物の種類		収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール缶	市指定のごみ袋または透明・半透明のポリ袋 (一部ネット袋による回収)	パッカー車	リサイクルプラザで 磁力選別・圧縮・保管
	アルミ缶			
びん	ガラスびん(無色)	市指定のごみ袋または透明・半透明のポリ袋		リサイクルプラザで 色選別・保管
	ガラスびん(茶色)			
	ガラスびん(その他)			
紙	飲料用紙製容器	ひもで束ねる	平ボディ車	直接問屋へ引渡し
	段ボール			
プラスチック	ペットボトル	市指定のごみ袋または透明・半透明のポリ袋	パッカー車	リサイクルプラザで 圧縮・保管
	白色トレイ	専用の回収ボックス	平ボディ車	リサイクルプラザで 保管

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 関係組織の設置

市では「環境審議会」を設置し、一般廃棄物の処理等に関する事項を調査・審議している。

また、連合町会長で構成する「習志野市をきれいにする会」は、市民自らによる清掃活動、ごみの適正排出、ごみの減量運動の指導・推進等を図っている。

(2) 団体回収

市では「習志野市有価物回収運動奨励金交付要綱」により、町会・自治会、PTA等が行う資源物の団体回収に対し活動の支援を行い、市民の自主的な資源物の回収によるリサイクルの推進、廃棄物の減量化を図っている。

(3) 事業者に対する啓発活動

市では、事業用建築物(延床面積 1,000 m²以上かつ排出量1日平均 50 kg以上)の所有者又は占有者に対し、「事業系一般廃棄物減量化・資源化計画書」の提出を義務付け、事業者の減量、適正処理に関する助言・指導を行っている。